

裁 判 所	名古屋地方裁判所
事 件 番 号	平成26年（行ウ）第83号、平成28年（行ウ）第60号
事 件 名	生活保護基準引下げ処分取消等請求事件
判決年月日	令和2年6月25日
判 示 事 項	<p>平成25年厚生労働省告示第174号及び平成26年厚生労働省告示第136号によって行われた生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）における生活扶助の基準の改定は、当該改定が、生活保護受給世帯間の公平を図るための調整と物価下落率を考慮した調整とを併せて行ったものであり、前者の調整については生活保護基準部会の検証結果に基づくものであること、後者の調整については物価下落率の算出過程に不合理な点がないことなどの判示の事情の下においては、上記改定に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があるとはいえず、その判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないから、同法3条、8条2項に違反しないとされた事例</p>
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	<p>本件は、生活保護法に基づく生活扶助の支給を受けているX1らが、厚生労働省告示（平成25年厚生労働省告示第174号及び平成26年厚生労働省告示第136号。）によって、生活保護法による保護の基準における生活扶助の基準が改定（以下「本件改定」という。）されたことに伴い、各処分行政庁から各保護変更決定処分（以下「本件各処分」という。）を受けたため、本件改定は、生活扶助を健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りない水準とするものであり、憲法25条1項、生活保護法3条、8条、56条等に反し違憲、違法であるとして、本件各処分の取消しを求めるとともに、本件改定が国家賠償法上違法であるとして損害賠償を求める事案である。</p>
訟 務 月 報	67巻3号